

## 第 I 章 面積調査の概要

この「全国都道府県市区町村別面積調」（以下「面積調」という）は、測量法（昭和24年 法律第188号）第12条の規定に基づく基本測量に関する長期計画の一環として、平成10年10月1日時点のわが国の市区町村別面積をとりまとめたものである。

### 1. 面積調査の方法

この「面積調」における市区町村別面積は、下記(1)により測定された昭和63年10月1日時点の市区町村別面積値を基礎とし、下記(2)に説明する方法によりそれ以降の変化を把握し、これを加減して得たものである。

#### (1) 昭和63年面積値の測定

昭和63年10月1日時点での、国土地理院発行の2万5千分1地形図（以下「地形図」という）を基準として、この上で満潮時の水涯線で区画された陸地（河川については、河口周辺の海岸線の自然な形状に従って河口兩岸の先端を直線で結んで陸海の境とし、河川及び湖沼の面積は陸地に含める）のうち、市区町村の行政界と水涯線で囲まれる地域の面積を測定して得た数値を市区町村別の昭和63年面積値とした。

ただし、次の地域については以下によった。

- ・ 歯舞諸島（根室市の一部）、色丹島（色丹村）、国後島（泊村及び留夜別村）及び択捉島（留別村、紗那村及び薬取村）については、昭和10年「全国市町村別面積調」（内閣統計局）における記載面積。

ただし、歯舞諸島の面積は、同記載面積（165.00km<sup>2</sup>）から昭和30年「国勢調査報告第1巻」（総理府統計局）における旧歯舞村の一部（根室半島の部分、63.40km<sup>2</sup>）の面積を減じて算出したもの。

- ・ 竹島（島根県五箇村）については、国有財産台帳上の記載面積。

面積測定は、地形図毎にディジタイザ（座標測定機）により行い、測定値の較差の許容範囲は、 $0.006\sqrt{s}$  未満とした。ただし、 $S$ は2回測定の実測値である。さらに、各地形図内の測定値の合計と地形図単位での測定面積との差が地形図面積の1/1,000未満ならばその値を採用し、各地形図毎の基準面積（準拋楕円体上での面積）への調整を行った。

なお、測定に使用した地形図における測量の年次以降、昭和63年面積値の基準日である同年10月1

日までに市区町村の境界等に移動のあったもの及び埋立地等については、次のように扱って面積値を算出した。

① 市町村の境界変更

官報に告示された市区町村の境界変更については、関係市区町村の増減面積を関係都道府県に照会して、その回答された面積により加減算した。

② あらたに生じた土地

公有水面埋立地等の「あらたに生じた土地」の面積については、都道府県公報に告示された数値に基づき、関係都道府県にその位置を確認のうえ、地形図上で計測した面積値に含まれていない場合は関係市区町村別面積に加算した。

以上の昭和63年面積値の測定結果については、平成元年11月10日に公表（平成元年11月10日付建設大臣公告；同日付官報第233号）のうえ、「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院技術資料E・2-No. 33, 1989）としてとりまとめた。

(2) 平成元年以降の異動面積の把握

平成元年度以降の異動面積は下記の事由につき、それぞれに記載の方法により把握した。

① 市町村の廃置分合（地方自治法第7条第1項関係）のうち、合体・編入及び指定都市の合区

官報告示に基づき、廃止または合併された市区町村の面積を合計した。

なお、東京都の特別区及び指定都市の行政区についての扱いもこれに準ずる（以下の各項目についても同様である）。

② 市町村の廃置分合（地方自治法第7条第1項関係）のうち、分割・分立・指定都市の区の設置及び分区

官報告示に基づき、関係市区町村に対して必要な精度の資料図の送付を依頼し、この資料図により地形図上に新たに行政界を書き加え、その面積を測定した。

③ 市町村境界の確定及び決定（地方自治法第9条第10項及び第9条の2第1項関係）

これまで境界未定として表示していた市区町村について、未定であった部分の市区町村の境界が確定又は決定された場合は、②の方法に準じた。

④ 市町村の境界変更（地方自治法第7条第1項関係）

官報に市区町村の境界変更が告示された場合は、関係市区町村の増減面積を関係都道府県に照会し、その面積を用いた。ただし、変更地の面積が概ね1 km<sup>2</sup>以上の場合は②の方法に準じた。

⑤ あらたに生じた土地（地方自治法第9条の5第1項関係）

都道府県公報に、公有水面埋立地等の「あらたに生じた土地」が告示された場合は、関係都道府県にその位置を確認のうえ、前年度までの面積値に含まれていない部分の面積を用いた。ただし、一連の区域内で累積面積が概ね1 km<sup>2</sup>以上になった場合は②の方法に準じた。

⑥ 地形図上での行政界の修正（官報告示に基づかないもの）

当該調査対象期間内に市区町村長から境界訂正の申請があったもの、および、刊行された地形図上において、市区町村長からの申請に基づき、行政界の一部が修正された場合（上記①～④は除く）は、当該地形図上で行政界修正に係る部分の面積を測定した。

⑦ 地形図の改測

当該調査対象期間内に地形図が改測（新規に測量・作成；行政界については関係市区町村長の確認済）され刊行された場合は、当該地形図の全域について面積を新規に測定した。

⑧ 北方地域の面積（平成4年以降）

歯舞諸島（根室市の一部）、色丹島（色丹村）、国後島（泊村及び留夜別村）及び択捉島（留別村、紗那村及び薬取村）については、平成4年より、5万分1地形図（平成4年8月1日発行）を基準として測定した面積を記載した。

なお、上記の①から④は施行の日付、⑤は告示の日付、⑥及び⑦は地形図発行の日付を異動の日付とする。

また、④及び⑤における数値処理の詳細は、別記Ⅰのとおりである。

## 2. 面積表示の方法

面積値の表示単位は平方キロメートルとし、小数点以下2位までを表示して、第Ⅲ章の市区町村別面積とした。これを基にして、第Ⅱ章の郡、支庁、市部、郡部、都道府県及び全国の面積を集計し、表示した。

ただし、市区町村間の行政界の一部が地形図上に表示されていない場合は、当該市区町村の面積欄には「境界未定」と表示するとともに、関係市区町村の合計面積を計測し、別記Ⅱのとおり表示した。

なお、合計面積の末尾と境界未定表示の末尾には、対照のため、a、b、…等の同一記号を表示した。

過去1年間の異動については、第Ⅲ章の表中の関係市区町村の増減面積欄にその数値を表示し、摘要欄にその事由（用語の詳細は別記Ⅲ）を説明した。

なお、摘要欄の各用語末尾（ ）内と、表中の各都道府県末尾の異動事項の説明には対照のため、

同一数字を付した。

### 3. 湖沼・島面積の掲載

面積1 km<sup>2</sup>以上の湖沼・島面積及びその所属市区町村別面積を、第Ⅲ章の末尾に掲げた。湖沼・島面積の測定方法は、基本的には市区町村別面積と同様であるが、その詳細については、「全国の湖沼面積調査」（国土地理院技術資料 E・2 -No. 34, 1990）及び「全国の島面積調査」（国土地理院技術資料 E・2 -No. 38, 1993）を参照されたい。

### 4. 「都道府県及び市区町村コード」について

行政名の最初に記載されてる都道府県及び市区町村コード番号は、自治省が設定している「全国地方公共団体コード」であり、「統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード」（昭和45年行政管理庁告示第44号号）及び「日本工業規格」（JIS）として制定されているもの（その後の異動を修正したものを含む）である。

### 5. 付図「1:1,200,000市区町村界位置図」について

この図は、市区町村の位置を示すために付したものであり、行政界の未定等は表示していない。

なお、図中の数字は、この「面積調」の各表中の市区町村名に付してある市区町村コードである。

## 別記 I 平成元年以降の面積値の算出のうち、数値処理による場合の詳細

### (第 I 章 1 (2)④及び⑤の補足説明)

平成元年以降の面積値は、昭和63年面積値（ $\text{km}^2$ 単位で、小数第2位まで）を基礎として、異動のあったものについて所要の処理を行い、毎年算出・公表しているものである。その方法は第 I 章に説明したとおりであるが、このうち、都道府県の報告による異動数値（市町村の境界変更）及び都道府県告示の数値（あらたに生じた土地）についての数値処理を行う方法の詳細は、次のとおりである。

#### 1. 市町村の境界変更

国土地理院の照会に基づき、都道府県から、市区町村の境界変更に伴ない市区町村別面積に加算または減算すべき数値として報告のあったものについては、市区町村について1件ごとに $\text{m}^2$ 単位（小数以下切捨て）で把握のうえ、四捨五入により小数第2位までの $\text{km}^2$ 単位の数値を得て、これを加・減算すべき数値とする。

#### 2. あらたに生じた土地の数値処理

- (1) 告示面積  $0.001\text{km}^2$ 未満は、内水面のものを除き、一律に加算数値とする。
- (2) 同  $0.001\text{km}^2$ 以上  $0.1\text{km}^2$ 未満は、当該土地の1/2以上の部分が計測に使用した地形図上で海部となっている場合は告示数値を加算数値とし、これ以外の場合は加算数値としない。
- (3) 同  $0.1\text{km}^2$ 以上は、当該土地のうち、計測に使用した地形図上に既に表示されている部分を計測のうえ、その値を告示数値から減じて加算数値とする。
- (4) 上記(1)～(3)の加算数値の、市区町村別面積への加算処理は、次のとおりに行う。
  - ① 当該調査対象期間内の告示について、各市区町村別に、1件ごとに $\text{m}^2$ 単位（小数以下切捨て）で整理する。
  - ② 前項の値を、前年までの $\text{m}^2$ 単位的面積値\*に加算し、台帳上における各市区町村別面積として $\text{m}^2$ 単位で記録し、保持する。
  - ③ 前項の面積値（非公表値）を、 $\text{km}^2$ 単位の小數第3位で四捨五入して、当該調査対象期間についての市区町村別面積値（公表値）とする。

---

\* 公表値とは別に、国土地理院が台帳上に $\text{m}^2$ 単位（ただし、63年面積値は小数第2位までの $\text{km}^2$ 単位）で記録している作業上の非公表値。

別記 Ⅱ 市区町村別面積表（第Ⅲ章）における「境界未定」の扱いとその表示方法

- ① 同一の指定都市内の区界または同一の郡内の町村界に境界未定のある場合は、その所属する市または郡の末尾に、当該関係区または町村の合計面積を別に表示した。  
  
なお、この面積は、関係する郡の面積には含めない。
- ② 市の中に境界未定がある場合は、市を列記した末尾に、当該関係市の合計面積を別に表示した。
- ③ 郡をまたがって町村界に境界未定がある場合は、市町村を列記した末尾に、当該関係町村の合計面積を別に表示した。  
  
なお、この面積は、関係する郡の面積には含めない。
- ④ 市部と郡部にまたがって市区町村界の境界未定がある場合は、市部、郡部の次に当該関係市区町村の合計面積を別に表示した。  
  
なお、この面積は、市部及び郡部の面積並びに関係する郡の面積には含めない。
- ⑤ 市区町村の境界未定が都府県界の一部である場合は、当該市区町村の合計面積をそれぞれの都府県の末尾に別に表示した。  
  
なお、市部及び郡部並びに関係する郡及び関係する都府県の面積にはそれぞれ当該市区町村の面積は含めない。ただし、これらの面積は、第Ⅱ章の全国面積には含む。
- ⑥ 湖沼または河川の水面における行政界が未定の場合は、湖沼等の名称とその面積を別に表示した。  
  
なお、その表示位置等の扱いは、上の①～⑤に準じた。
- ⑦ 公有水面埋立等によりあらたに生じた土地の所属が未定の場合または島嶼等でその所属が未定の場合は、その土地または島嶼等の名称等とその面積を別に表示した。  
  
なお、その表示位置等の扱いは、上の①～⑤に準じた。

別記 Ⅲ 市区町村別面積表（第Ⅲ章）における摘要欄の用語説明

① 廃置分合

- 1) 地方自治法第7条第1項の規定による自治省告示（市町村の廃置分合）。
- 2) 地方自治法第252条の20第1項の規定に基づき設置される区等についての、当該市区の設置等に関する条例（行政区の設置）。
- 3) 指定都市の行政区の廃置分合に関する当該市条例（行政区の廃置分合）。

② 市制施行・町制施行

地方自治法第8条第3項の規定による自治省告示（村を町とする，又は町を市とする処分）。

③ 名称変更

地方自治法第3条第3項の規定による自治省告示（市町村の名称変更）。

④ 境界決定

地方自治法第9条の2第1項の規定による自治省告示（市町村の境界の決定）。

⑤ 境界確定

地方自治法第9条第10項の規定による自治省告示（市町村の境界の確定）。

⑥ 境界画定

当該調査対象期間内に刊行された地形図において、関係市区町村長からの申請に基づき、従来境界未定としていた行政界が新たに画定・表示されたもの（上記④及び⑤を除く）。

⑦ 境界変更

地方自治法第7条第1項の規定による自治省告示（市町村の境界変更）。

⑧ 境界修正

当該調査対象期間内に市区町村長から境界訂正の申請があったもの、および、刊行された地形図において、関係市区町村長からの申請に基づき、従来表示していた行政界の一部が修正されたもの（上記⑦を除く）。

⑨ 埋立等

地方自治法第9条の5第1項の規定による都道府県告示（あらたに生じた土地の確認）。

⑩ 未所屬地編入

地方自治法第7条の2第1項の規定による自治省告示（未所屬地域を市町村の区域に編入する処分）。

⑪ 地形図改測

当該調査対象期間内に地形図が改測（新規に測量・作成；行政界については，関係市区町村長の確認済）され，刊行されたもの。

⑫ 改正

上記⑨の数値等が，後日，都道府県告示等により，改正等の措置が取られたもの。